

## 社会福祉法人千晶会 役員に対する報酬並びに旅費及び費用弁償に関する規則

### (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人千晶会の理事、監事（以下役員という。）及び評議員に対する報酬について定めることを目的とする。

### (報酬の区分)

第2条 役員及び評議員について、報酬を支払う。

2 業務のため、定期的に勤務する理事（以下非常勤の理事という。）に支払う報酬は月額とし、その他の役員及び評議員に支払う報酬は、会議等に参加した都度支払うものとする。

### (報酬の額)

第3条 報酬の額は別表のとおりとする。

但し、法人の職員として給料が支給されている場合は、報酬の支払いをしないものとする。

### (補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

### 附 則

この規則は、昭和60年12月28日から施行する。

ただし、第3条第2項の規定は、昭和61年10月1日から施行する。

この規則は、平成12年 3月22日から施行する。

平成16年 3月24日から施行する。

平成19年 2月 9日から施行する。

平成23年 4月 1日から施行する。

平成29年 4月 1日から施行する。

平成29年 6月13日から施行する。

### 別表

	報酬の額	支給の条件
非常勤の理事	月額 200,000 円	月2回の勤務のほか経営会議・理事会、その他の理事会用務の会議等に参加
理 事	1回 7,000 円	理事会、その他の理事会用務の会議等に参加
監 事	1回 7,000 円	理事会等の出席、監査等監事用務への出席
評 議 員	1回 7,000 円	評議員会、その他の評議員会用務の会議等に参加